施設利用ルール(抜粋版)

【はじめに】

本施設は木造の文化財建造物であるため、火器の使用や部屋の改変等、一部制限がございます。一方で、明治期に建てられた築 100 年以上経過した建造物を復原した施設であり、当時の雰囲気や息づかいを感じられる施設でもあります。これらのことをご理解の上、本施設をご活用ください。

【利用に時間ついて】

・オフィス、PJ スペース、西共用作業室：９：００～２２：００

・サロン：９：００～１８：００

【駐車場・駐輪場について】

・車両の乗り入れ・駐車は禁止しています。また、来客者用や入居者用の駐車場はありません。近隣のコインパーキング等を使用してください。

・入居者の事業にかかる荷物搬入などの場合には一時駐車場が利用できます。

・入居者用駐輪場は、西棟裏南側のスペースを利用してください。駐輪は東向きに行い、駐輪した際に通行に支障が出る場合は西棟裏北側のスペースを利用してください。

【ゴミ処理について】

・各利用者の業務やオフィス、西共用作業室の作業で発生したゴミは事業者ゴミとなりますので、各利用者でご対応ください。

【創造的活動室（オフィス）の使用の原則について】

・オフィスは木造の文化財建造物であるため、火気厳禁です。加えて、発火性、爆発性及び引火性の危険物の持ち込みもできません。

・建設当時の姿を復原した施設であるため、２階については建築基準法における居室としての使用が出来ません。

・また、室内の一部の壁は漆喰を使用しています。文化財であることもあり、室内の改変や壁が傷つくような使用方法は厳禁です。状況に応じて修繕費を請求する場合もございます。

・木造の文化財であるため、オフィス内の部材にも多く木材を使用しております。木材から脂（やに）などが出る場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・退去時には原状回復の上退去となります。

・オフィスは住居としての使用は出来ません。また、不特定多数の方をオフィスに入れることもできません。

（オフィスの使用の可否について（例））

①　使用が出来る場合

・入居者との打ち合わせや商談等のために訪問した来客

・事前に人数や人物を特定したうえでのワークショップやセミナーの実施

②　使用が出来ない場合

・観光客等、特に約束のない来客や来場者

・当日自由参加の様な形式で行うワークショップやセミナーの実施

・来館者やゲストがオフィス内に立ち入る場合には、インフォメーションでゲストパスを申請のうえ、着用する必要があります。

※　ゲストパスを携帯していない方がオフィス内に立ち入ることは原則禁止です。必ず、インフォメーションにて受付を行うようお願いします。

【ゲスト対応について】

⑴ゲストの定義

・コエトコの入居者として利用登録をされていない方

・入居者と業務上関係があり（ワークショップ、打ち合わせ、商談、委託等）来館される方

⑵対応方法

・ゲストが入室される場合には、インフォメーションにてゲストパスの申請・受取のうえ、入室されるよう対応してください。申請には、氏名、連絡先の登録が必要です。

※　閉館後や休館日の場合は、入居者がインフォメーションにて、事前にゲストパスの申請・受取を代理で行ってください。

【電話・インターネット・郵便等】

・電話線・インターネット回線等は各利用者にて引き込み工事を行ってください。なお、施設側の配線との調整もありますので、事前に施設管理者に相談するようにしてください。

・郵便物は東棟南側の集合ポストに配達されます。

・宅配便は各部屋でご対応ください。郵便物・宅配物・荷物のお預かりは出来かねます。

【プロジェクトスペースの利用について】

・施設管理者及び入居者が打ち合わせやワークショップ等で利用ができるスペースです。

・利用には事前予約が必要です。